

# 2017年度事業計画

## 1 本年度の事業運営の基本方針

一般社団法人川崎地方自治研究センター定款第3条に定める目的のため、自治体行財政の調査・研究などの事業を行います。

## 2 事業内容

- (1) 自治体行財政関係資料の収集
  - ① 川崎市が発行する資料・刊行物の収集
  - ② 各地方自治研究センターが発行する主な資料・刊行物の収集
  - ③ 地方自治に関する文献や定期刊行物、図書等の資料の収集
  - ④ 川崎市政と市民活動に関する情報の収集と提供
  - ⑤ 収集した書籍・資料のセンターへの収蔵、公開
  
- (2) 自治体行財政に関する調査・研究
  - ① 川崎市行財政の調査・研究
  - ② 神奈川県地方自治研究センターを中心に、県内自治研センターと連携した大都市制度、地方財政の研究
  - ③ 県内自治研センターとの共同による財政分析ソフトの活用
  
- (3) 民主的自治体行政を推進するための政策研究
  - ① 市民との協働による川崎市政の検証・研究  
団体会員とも連携し、市政の課題、問題点等の研究を進め、市民の視点からよりよい川崎のまちづくりに向けて検証・提言を行います。
  - ② 市民と職員がともに学習することのできる機会を提供します。
  - ③ 法制度変更に伴い生じるさまざまな課題に対し、当事者意見を反映させた検証・政策提言を行います。
  - ④ これまで川崎市は災害時に被災地支援として職員を派遣してきました。その経験を活かして川崎で災害が起こった際に、どのような支援の受け入れ態勢を構築していく必要があるのか調査・研究を進めます。

(4) 子どもの権利に関する事業委託

子どもたちが幅の広い視点を獲得し、自由な感性をはぐくめる環境を提供するため、プログラム、連携等の経験・知識・人材を有する(一財)川崎教職員会館に包括的に事業委託を行います。

(5) 社会問題に関する調査、研究および啓発

市民、職員に関わるさまざまな社会問題について、協力する諸団体と連携して調査、研究を行い、広く啓発活動を行います。

特に多文化共生を推進している川崎市でヘイトスピーチが行われていることから、ヘイトスピーチに関わる課題について調査、研究、啓発を行い、市民活動を支援しながら条例策定を目ざして活動します。

(6) 市民運動・活動との連携

- ① 生活クラブ生協・川教組・川崎市職労・神奈川ネットワーク運動との共同開催による「平和と生活のつどい」への参画
- ② 川崎市職員・市民の自発的な研究活動および学習・講演会等の開催支援
- ③ 子どもの貧困に関わる調査をし、ネットワークのあり方について会員団体と連携しながら活動を行います。
- ④ 会員団体との課題解決に向けた連携・協力事業の開催を行います。

(7) 研究成果をはじめとする情報の発信及びゆるやかなネットワークの形成

- ① ホームページの充実、定期更新
- ② 研究員等の研究成果、調査報告書の刊行
- ③ クォーターリー「かわさき通信」の発行
- ④ Facebook を利用した情報発信と交流

(8) その他

① 受託事業

各種団体等からの依頼に応じて事業を進めます。

② 交流の推進

「川崎・富川市民交流会」を中心とする富川市との交流推進、および国内外の都市の自治体職員、NPO、研究機関との交流。

他都市および県内の各地方自治研究センターとの交流。

③ 外国語講座支援

他団体・個人の協力による英語、ハングル、イタリア語等の講座開設支援を継続します。

④ 東日本大震災をはじめとする震災・原発事故関連

2016年4月に熊本地震が発生し大きな被害をもたらしました。東日本大震災、福島第一原発事故の発生から6年が経過し、今なお原発事故の影響による県外避難者が5万人を超え被災者支援が必要となっています。引き続き関係資料の収集・貸出および学習会等を開催し啓発をはかるとともに、継続的な被災者支援が行えるよう関係団体と連携を進めます。また、原発事故当時に5歳から18歳だった方を対象に甲状腺の被ばく状況を検査している甲状腺エコー検診神奈川の会の活動を支援します。

⑤ 会員提案事業について

特別事業については2016年9月、『周年事業を含め概ね隔年の事業として、会員の提案を基本に理事会で定める』とし、2015年度決算において特別事業引当金を新たに計上しました。その事業実施を『周年事業を含め概ね隔年』としましたが、事務所移転に伴う管理費の節減などにより、提案事業については周年事業と分離し毎年実施することとします。

### 3 資金計画等について

- (1) 収入については事業収益に期待できず、会費収入がほぼすべてとなります。
- (2) 管理費の大半を占める賃借料を軽減するため、事務室を市労連会館に移転します。
- (3) 2015年度途中から役員等が管理事務に従事することなどで、管理人件費を軽減させましたが、役員等の事務所不在時の不都合などを指摘されており、対策を講じていきます。